

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名 食の共創プラットフォーム構築事業業務委託

2 業務の概要 別添仕様書のとおり

3 プロポーザルの日程

日 程	内 容
令和7年6月17日（火）	公募開始
令和7年6月23日（月）	参加表明書提出期限
令和7年7月7日（月）	企画提案書提出期限
令和7年7月中旬頃	企画提案書審査、審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2) 提出部数

企画提案書6部を提出してください。

(3) 提出方法

持参または郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、（5）の提出先に到着を確認すること。

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出してください。

(4) 提出期限

令和7年7月7日（月）午後5時（必着）

※この期限までに必要書類のすべての提出がないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

(5) 提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 農林部 農産加工流通課 国内流通振興班

担 当：田畑・中山

T E L：095-895-2996

(6) 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7) 留意事項等

ア 企画提案書は1者1提案までとします。

イ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認めません（長崎県が補正等を求める場合を除く）。

ウ その他

・応募書類（企画提案書6部）は、A4横書きで両面印刷（長辺綴じ）とし、左上をホッ

チキス止めしたものを提出してください。

5 質疑及び回答

(1) 提出方法

電子メールにて質問を提出してください。下記メールアドレスあて提出後、「9 問い合わせ先」記載の担当者あて質問を送信した旨、電話で連絡してください。また、メールのタイトルは「食の共創プラットフォーム構築事業業務委託質問書」としてください。

(メールアドレス) s07065@pref.nagasaki.lg.jp

(2) 質問受付期限

令和7年6月23日(月)午後5時まで

(3) 回答

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

なお、説明会の開催は予定していません。

6 審 査

(1) 審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者、提案金額が同一の場合には「イ. 企画提案内容」における点数が上位の者を最優秀提案者とします。なお、「イ. 企画提案内容」の点数も同一であった場合には、選定委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書を提出した者を対象としたプレゼンテーション(対面)により行います。なお、プロポーザルへの参加者が多数であった場合は、プレゼンテーション審査に先立ち書類審査を行う場合があります。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

エ 提案者が1者のみの場合であっても審査は実施し、審査の結果、基準点(各審査委員の採点の合計値の5割)を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。

(2) プレゼンテーションの実施日及び場所

実施日：令和7年7月中旬～下旬頃予定

場 所：長崎県庁会議室(長崎市尾上町3-1)

※日時等の詳細については、参加者へ別途連絡します。

(2) 審査基準

審査項目		審査内容	配点
ア．企画提案全般	業務目的の理解 業務の実施方針	・業務の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか。 ・課題認識が適切であり、実施方針の適格性があるか。	10
	業務実績	・過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。	10
イ．企画提案内容	食の共創プラットフォーム構築に繋がる取組の企画	・提案内容は意図が明確でわかりやすいか。 ・提案者の強みや経験・実績等を生かした、独自性がある内容か。	20
	食の共創プラットフォームについての情報発信	・提案内容は意図が明確でわかりやすいか。 ・提案者の強みや経験・実績等を生かした、独自性がある内容か。	15
	自由提案	・本業務の効果を高める取組となっているか。 ・提案者の強みや経験・実績等を生かした独自性がある内容か。	5
ウ．業務実施体制	実施・連携体制	・効果的な実施体制及び県との連携・協議体制が具体的に提案されているか。 ・県との連携が十分に図られる体制か。	10
	遂行能力	・責任者（または主たる担当者）の能力・専門性・経験・実績等は十分か。 ・提案内容の実現に必要な専門性等を担保できる実施体制・役割分担・人員配置等となっているか。	10
	スケジュール	・業務内容に応じて、適切なスケジュールが設定されているか。想定スケジュールに無理はないか。	5
エ．提案金額		・価格点の算定式 満点（5点）×各提案者の提案金額のうち最低の額 ÷自社の提案金額（ただし、小数点以下を切り捨て）	5
エ．プレゼンテーション		・プレゼンテーションがわかりやすく、説得力があるか。 ・質疑応答等に対する的確かつ柔軟な対応であるか。	10
合計			100点

※審査項目ア～ウ及びオまでの評価方法は、A、B、C、D、Eの5段階評価とし、項目ごとの配点に評価に応じて評点を算出します。

評価	評点
A（たいへん優れている）	項目の配点 × 1.0
B（優れている）	項目の配点 × 0.8
C（普通）	項目の配点 × 0.5
D（やや劣っている）	項目の配点 × 0.3
E（劣っている）	項目の配点 × 0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

(1) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2) 交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。

(3) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4) 交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件への参加資格を失った（公告「3 プロポーザルに参加できない者」に該当）場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

(1) 提出された書類は返却しません。

(2) 提出された書類は、必要に応じ複写します（長崎県及び審査委員会での使用に限る。）。

(3) 契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 農林部 農産加工流通課 国内流通振興班

担 当：田畑・中山

T E L：095-895-2996

E-mail：s07065@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

(1) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱をするものではありません。

(2) 企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。

- (3) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
- ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5) 仕様書は、審査の結果選定された最優秀提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6) 本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が発生した場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて別途定めるものとします。
- (8) 本委託業務により生まれた著作権等の知的財産については、すべて長崎県に帰属します。また、受託者は、著作者人格権を行使しないこととします。